

# こども



## 出産を迎える方に

### 母子健康手帳

◆村民課福祉係 TEL 2-3939 ◆母島支所庶務係 TEL 3-2111

妊娠の診断を受けた方は、妊娠届を村民課福祉係または母島支所へ提出してください。「母子保健手帳」と「母と子の保健バッグ」を交付します。  
妊娠期間中に妊婦健康診査を、契約医療機関で14回受けることができます。

### 妊娠高血圧症候群医療費助成

◆島しょ保健所小笠原出張所 TEL 2-2951

妊娠中毒症などで入院医療を必要とする場合は、その症状により医療費の助成を行っています。（疾病の症状等に制限があります。）

### 母親学級・両親学級

◆村民課福祉係 TEL 2-3939 ◆母島支所庶務係 TEL 3-2111

妊娠、出産、育児に関する知識の提供や受けられるサービスの紹介をします。開催日時等は「村民だより」でお知らせします。

- 対象となる方 主に初産の妊婦およびその配偶者

### 入院助産制度

◆東京都小笠原支庁総務課行政係 TEL 2-2121

入院して分娩する必要があるにもかかわらず、経済的にその費用を支払うことが困難な妊産婦（前年度所得税および住民税が非課税の世帯）の費用を援助します。

## 赤ちゃんのために

### 出生届

◆村民課福祉係 TEL 2-3939 ◆母島支所庶務係 TEL 3-2111

生まれた日から14日以内に届け出てください。出生地、本籍地、住所地のいずれかの区市町村窓口で受け付けます。「出生届」をご覧ください。

### 帰島後訪問

◆村民課福祉係 TEL 2-3939 ◆母島支所庶務係 TEL 3-2111

出産後に帰島されたお子様の発育・栄養・生活環境・疾病予防等必要に応じて保健師が訪問し、相談を行います。また、村の母子健康事業の説明を行います。

### 乳幼児健康診査・乳幼児歯科健診

◆村民課福祉係 TEL 2-3939 ◆母島支所庶務係 TEL 3-2111

3～4か月、6～7か月、9～10か月、1歳6か月、3歳の乳幼児を対象に健康診査および歯科健診を毎月行っています。(母島は2か月に1回)対象者以外(6歳未満)の方で健診を希望される方は事前に予約してください。開催日時等は「村民だより」でお知らせします。

### 予防接種

◆村民課福祉係 TEL 2-3939 ◆母島支所庶務係 TEL 3-2111

いくつかの伝染病に対して抵抗力(免疫)をつくるために予防接種を実施しています。「伝染病予防のために(予防接種)」をご覧ください。

### 教育医療

◆村民課福祉係 TEL 2-3939

2000グラム以下で生まれた未熟児や医師が入院養育を必要と認めた乳児に対し、医療費の自己負担分を給付します。ただし、指定養育医療機関の入院に限ります。

### 出産支援金

◆村民課福祉係 TEL 2-3939 ◆母島支所庶務係 TEL 3-2111

出産日を基準とし、それ以前に継続して1年以上小笠原村に住民登録または外国人登録している産婦の方へ、出産にかかる費用の一部を補助します。

- 補助額 父島在住の方 400,000円
- 母島在住の方 413,000円

※ 村に対する債務のない方に限ります。

## 妊婦健康診査費助成金

◆村民課福祉係 TEL 2 - 3 9 3 9 ◆母島支所庶務係 TEL 3 - 2 1 1 1

妊婦から出産までにかかる妊婦健診費用(1~14回)の一部を補助します。

- 補助額 初回 8,440円 2回目以降 5,150円  
超音波検査 5,300円

## 母子栄養食品の支給

◆村民課福祉係 TEL 2 - 3 9 3 9 ◆母島支所庶務係 TEL 3 - 2 1 1 1

妊産婦、乳児に粉ミルクを支給します。

- 対象となる方 ○ 生活保護世帯の方  
○ 住民税または所得税非課税世帯の方

## 保育・養育のために

### 育 児 学 級

◆村民課福祉係 TEL 2 - 3 9 3 9 ◆母島支所庶務係 TEL 3 - 2 1 1 1

子育てのための情報交換や、お友達づくりの場として開催します。開催日時等は、村民だより・村内掲示板で

### 保 育 園

◆村民課福祉係 TEL 2 - 3 9 3 9 ◆母島支所庶務係 TEL 3 - 2 1 1 1

保護者が下記のいずれかの状態にあり、就学前のお子さんを家庭で十分保育することができない場合に、保護者にかわって保育をします。

- ① 主に家庭外で労働をしている。
- ② 主に家庭内で労働している方で、お子さんの保育ができない
- ③ 妊娠中もしくは出産後間がない
- ④ 病気もしくは負傷している、または精神・身体に障害がある
- ⑤ 同居の親族を介護している
- ⑥ 震災・風水害・火災その他の災害の復旧にあたっている
- ⑦ ①～⑥に類する状態にある

保育園名	場所	電話番号	対象年齢	定員
父島保育園	父島字奥村	2 - 2 5 4 4	2 歳児～5 歳児	6 0 名
母島保育園	母島字元地	3 - 2 1 1 4	3 歳児～5 歳児	3 0 名

## 子どもの手当・助成・相談

### 子どもの手当

◆村民課福祉係 TEL 2-3939 ◆母島支所庶務係 TEL 3-2111

手当名	月額	支給対象	
児童手当	0～3歳未満 15,000円(一律) 3歳～小学校終了前 10,000円(第3子以降は、15,000円) ※「第3子以降」とは、養育している高校卒業まで(18歳到達後、最初の3月31日までの児童のうち、3番目以降を言います。 中学生 10,000円(一律) 所得制限限度額以上の場合 5,000円(一律)	15歳になった後の3月31日までの児童を扶養している方 ※公務員の方は、勤務先で手続きしてください	
児童扶養手当	1人 41,140円 (所得金額により支給額が異なります) 2人目 5,000円加算 3人目から 3,000円/人 加算	父または母がいない(父または母が重度の障害を有する場合を含む)児童を養育している方 ※18歳になった最初の3月まで(児童に障害がある場合は20歳未満)支給されます。(所得制限あり)	
特別児童扶養手当	特児等級1級 50,050円 特児等級2級 33,330円	20歳未満で心身に中度以上の障害を有する児童を養育している方(所得制限あり)	
児童育成	育成手当	13,500円/人	父または母がいない(父または母が重度の障害を有する場合を含む)児童を扶養する方 ※18歳になった最初の3月までに支給されます。(所得制限あり)
	障害手当	15,500円/人	20歳未満で心身に中度以上の障害を有する児童(脳性麻痺・進行性筋委縮症の児童を含む)を養育している父または母か養育者(所得制限あり)

※ 各手当とも所得制限内であれば、申請日の属する月の翌月分から支給対象児童の保護者に支給されます。

※ 心身障害者の手当は「心身障害者の手当」ページをご覧ください。

### 育成医療

◆村民課福祉係 TEL 2-3939

「育成医療」ページをご覧ください。

### 結核児童療育給付

◆島しょ保健所小笠原出張所 TEL 2-2951

18歳未満の児童が、骨関節結核やその他の結核にかかり、医師が入院を必要と認めた場合は、その医療費の一部または全額が免除になります。

義務教育就学前まで（6歳到達後初めての年度末まで）の乳幼児を対象とした医療助成制度です。乳幼児を養育している保護者の方を対象に乳医療証を発行し、乳幼児が保険診療を受けたときの自己負担分を助成します。

● 対象となる方

小笠原村に住民登録または外国人登録している方で、義務教育就学前まで（6歳到着後初めての年度末まで）の乳幼児を養育している方  
ただし、以下の項目に該当する場合は対象になりません。

- ① 国民健康保険または社会保険に加入していない場合
- ② 生活保護を受けている場合
- ③ 里親に委託されている場合
- ④ 児童福祉施設（母子生活支援施設を除く）などに入所している場合
- ⑤ 小笠原村が定める所得制限を超える所得がある場合

● 医療証の交付

義務教育就学前まで（6歳到達後初めての年度末まで）の乳幼児を養育している方で、まだ医療証をお持ちでない方は健康保険証と印鑑、所得等のわかる書類を持参して申請をしてください。（所得要件などにより、非該当になる場合もあります。）

こ ん な と き	届 出 に 必 要 な も の
子どもが生まれたとき（新規申請）	保険証、印鑑、所得を証明するもの
転入したとき	
転出したとき	保険証、印鑑
死亡したとき	
小笠原村内で住所が変わったとき	保険証、印鑑、医療証
医療保険の変更および喪失	
生活保護を受けるようになったとき	

● 一部負担金

都外の病院等で受診したときは、保険診療の所定の項目が記載された自己負担分の領収書を添付して、医療費の支給を申請してください。

義務教育就学児（6歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初に3月31日まで）の子どもを対象とした医療助成制度です。当該児童を養育している保護者の方を対象に医療証を発行し、保険診療を受けたときの自己負担について（一部）助成します。

● 対象となる方

小笠原村に住民登録または外国人登録している方で、小学校1年生から中学校3年生（6歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初に3月31日まで）を養育している方  
ただし、以下の項目に該当する方は対象になりません。

- ① 国民健康保険または社会保険に加入していない場合
- ② 生活保護を受けている場合
- ③ 里親に委託されている場合
- ④ 児童福祉施設（母子生活支援施設を除く）などに入所している場合
- ⑤ 小笠原村が定める所得制限を超える所得がある場合

● 医療証の交付

小学校1年生から中学校3年生の義務教育就学児を養育している方で、まだ医療証をお持ちでない方は健康保険証と所得等のわかる書類、印鑑を持参して申請してください。

こ ん な と き	届 出 に 必 要 な も の
転入したとき	保険証、印鑑、所得を証明するもの
転出したとき	
死亡したとき	医療証、印鑑
小笠原村内で住所が変わったとき	
医療保険の変更および喪失	保険証、印鑑、医療証
生活保護を受けるようになったとき	

● 一部負担金

都外の病院等で受診したときは、保険診療の所定の項目が記載された自己負担分の領収書を添付して、医療費の支給を申請してください。

18歳未満(障害の状態にある場合は20歳未満)の児童を監護するひとり親家庭を対象とした医療助成制度です。この制度の対象となり、ひとり親家庭医療証が交付されると、病院や診療所などで診療を受けるときに一部負担金を支払うだけで医療が受けられます。

●対象となる方

小笠原村に住民登録または外国人登録している方で、児童の父または母がその児童を監護する家庭。ひとり親家庭の父または母両親がいない児童などを養育している養育者など、ひとり親家庭の児童または養育者に養育されている児童で、18歳に達した日に属する年度の末日(障害がある場合は20歳未満)までの期間

※ただし、以下の事項に該当する場合は対象になりません。

- ① 国民健康保険または社会保険に加入していない場合
- ② 生活保護を受けている場合
- ③ 乳幼児医療制度の対象となる場合
- ④ 児童福祉施設(母子生活支援施設を除く)などに入所している場合
- ⑤ 小笠原村が定める所得制限を超える所得がある場合

●医療証の交付

ひとり親家庭の医療助成制度に該当する方で、まだ医療証をお持ちでない方は健康保険証と印鑑、所得等のわかる書類を持参して申請をしてください。

こ ん な と き	届 出 に 必 要 な も の
子どもが生まれたとき(新規申請)	保険証、印鑑、戸籍謄(抄)本、住民票、所得を証明するもの
転入したとき	
転出したとき	
死亡したとき	保険証、印鑑
ひとり親でなくなったとき	
小笠原村内で住所が変わったとき	
医療保険の変更および喪失	保険証、印鑑、医療証
生活保護を受けるようになったとき	

●一部負担金

都外の病院等で受診したときは、保険診療の所定の項目が記載された自己負担分の領収書を添付して、医療費の支給を申請してください。